

# 建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。  
尚、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。  
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し  
(2) 許可車両番号  
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りでない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。  
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。  
ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。

2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。  
3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するときは、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。  
3. 甲は第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

- 第10条

1. 甲、乙又は丙は、相手方がこの契約の条項のいずれかに違反した時は、催告の上、この契約を解除することができる。  
2. 甲、乙又は丙は、相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させているときは、催告することなくこの契約を解除することができる。  
3. ただし、甲、乙又は丙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙又は丙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙又は丙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙又は丙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙又は丙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙又は丙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙又は丙に対して償還を請求することができる。

- (2) 甲の義務違反により乙又は丙が解除した場合  
乙又は丙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙又は丙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙又は丙は自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する。)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住 所	許 可 番 号		許 可 内 容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

収 入
印 紙

\*印紙税額は裏面参照

# 建設廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙の契約当事者のみ押印する二社契約書である。

◎それぞれ実践で結ぶ

## 契約区分【処分用】

事 業 者 (甲) 住 所 島根県出雲市知井宮町138番地3

名 称 出 雲 土 建 株 式 会 社

代表者 代表取締役 石飛裕司 (以下甲という)

印

住 所

名 称

(以下乙という)

代表者

許可番号 第 号

(都道府県・政令市)

許可品目 許可証(写し)のとおり

許可車両 ( ) 台

許可年月日/有効年月日 許可証(写し)のとおり

事 業 者 (乙) 住 所 島根県出雲市知井宮町138番地3

名 称 出 雲 土 建 株 式 会 社

(以下丙という)

代表者 代表取締役 石飛裕司

許可番号 第3220022287号

(都道府県・政令市 島根県)

許可区分 中間処理

許可品目 許可証(写し)のとおり

許可年月日/有効年月日 許可証(写し)のとおり

甲と乙、甲と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。

3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

## (処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払い方法に基づき、次のとおり支払う。

1) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。

2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。

3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

## 【委託業務の内容】

- |                 |    |   |   |   |    |    |   |   |   |    |
|-----------------|----|---|---|---|----|----|---|---|---|----|
| 1. 工事名          |    |   |   |   |    |    |   |   |   |    |
| 2. 排出場所         |    |   |   |   |    |    |   |   |   |    |
| 3. 委託期間         | 令和 | 年 | 月 | 日 | から | 令和 | 年 | 月 | 日 | まで |
| 4. 積替・保管の有無 (無) |    |   |   |   |    |    |   |   |   |    |
| a.) 施設の内容       |    |   |   |   |    |    |   |   |   |    |

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( )
保管上限	m、m <sup>2</sup> (どちらかを○で囲む)

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類

c) 乙の運搬区間（該当するものを○で囲む）  
（排出場所 積替・保管施設）から（積替・保管施設 処分施設）まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否（許・否）

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否（許・否）

#### 5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリート殻	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎	1360t/日	出雲リサイクルプラント 出雲市芦渡町2409-1
アスファルト殻	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎	1360t/日	出雲リサイクルプラント 出雲市芦渡町2409-1
その他がれき類	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず及び 陶磁器くず	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
金属くず	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
紙くず	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎	126.8t/日	イズモ環境テクノセンター 出雲下古志町1819-35
繊維くず	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
混合安定期 品目混合	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
混合管理期 品目混合	円/(t, m <sup>3</sup> )	円/(t, m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup> ( )	破碎・ m <sup>3</sup>	t, m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量			必要な情報(性状及び荷姿等)			
合計予定金額 (税別)	収集運搬(a) × (c) 円	処分(b) × (c) 円	*性状=固形状 *荷姿=バラ			
事前協議の要否	否					

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記載する。  
：形状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書を、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して、該当する印紙税額を貼る。

1号文書（収集運搬用）				2号文書（処分用）			
1万円	未満	非課税	1000万円以下	10000円	1万円	未満	非課税
10万円	以下	200円	5000万円以下	20000円	100万円	以下	200円
50万円	以下	400円	1億円以下	60000円	200万円	以下	400円
100万円	以下	1000円	5億円以下	100000円	300万円	以下	1000円
500万円	以下	2000円			500万円	以下	2000円

【丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）】

## I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
第3220022287号	丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり	
再生品目	再生碎石	再生チップ		
売却先等	出雲土建他	出雲カーボン他		
再生品目				
売却先等				

## II. 丙からの再生（委託）先

III. 丙からの最終処分（委託）先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

IV. 丙からの再中間処理（委託）先及び、その後の最終処分（再生含む）場所